



美馬市公告第97号

美馬市有地売却に係る一般競争入札の実施について

次のとおり美馬市有地売却に係る一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び美馬市契約事務規則（平成17年美馬市規則第39号）第16条の規定により公告する。

令和5年10月5日

美馬市長 加 美 一 成



1 入札に付する事項（入札物件）

物件番号	所在地	地目	面積	最低売却価格 （予定価格）
1	美馬市穴吹町古宮字長尾 562番2	宅地	411.04 m ²	739,872円

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) この一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定のいずれかに該当すると認められた者で、その事実があった後3年を経過していない者
- (4) 美馬市暴力団排除条例（平成24年美馬市条例第33号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であって、次のいずれかに該当する者
 - ① 当該入札物件を暴力団の事務所の用に供しようとする者
 - ② 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員である者
 - ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的に或いは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- ⑥ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ ①から⑥までのいずれかの者からの依頼を受けて当該入札物件に係る申請を行う者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員
- (6) 市税、国民健康保険税その他市の使用料等を滞納している者
- (7) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- (8) その他市長が当該入札物件を売り払うことが適当でないと認める者

3 入札参加申込みの受付期間、受付時間及び受付場所

- (1) 受付期間 令和5年10月10日（火）から同年11月2日（木）まで。
ただし、閉庁日（土曜日及び日曜日）を除く。
- (2) 受付時間 閉庁日以外の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
- (3) 受付場所 〒777-8577 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市役所 北館 3階 美馬市企画総務部総務課 0883-52-1212

4 入札参加申込みの方法

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加申込みの受付期間内に「市有地売却一般競争入札参加申込書」のほか、「令和5年度美馬市有地売却一般競争入札実施要領」に記載の必要書類を提出すること。
- (2) 1物件に対して2以上の連名（共有）による申込みをすることができる。
- (3) 郵送により申込みをする場合は、簡易書留とし受付期間内に必着のこと。
- (4) 落札決定後における売買契約の締結及び所有権移転登記は、参加申込書に記載された名義により行うので留意すること。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札保証金として入札金額の100分の10以上の金額（1円未満切上げ）を入札開始前までに、市が発行した入札（契約）保証金納付書により、納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金又は銀行振出小切手（美馬市内に所在する店舗を支払地とした銀行が振り出したのものに限る。）によるものとする。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。

- (4) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後に返還するものとし、返還には、入札保証金を納付した際に市が発行した預り証との引換えを要する。
- (5) 入札保証金には、利息を付さない。

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年11月14日(火)

物件番号 1	午前10時に参集(受付)	午前10時30分から入札開始
--------	--------------	----------------

- (2) 場所 徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地
美馬市役所 北館3階 303会議室
(郵便、ファクシミリ等による入札は、認めない。)

7 入札に関する注意事項

- (1) 入札には、本人又は代理人が必ず出席すること。なお、代理人が入札する場合は、委任状の提出がなければ入札に参加することができないこと。
- (2) 入札書は、所定の様式を使用することとし、入札書の押印は、参加申込書の印鑑(代理人が入札する場合は、委任状に使用の印鑑)と同一のものを使用すること。
- (3) 2者以上の連名(共有)で申込みをした場合は、すべての共有者の委任状を持参の上、代表者1人が入札すること。
- (4) 入札書を入れる封筒を持参すること。

8 入札が無効となる事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札金額の100分の10以上の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 指定した時刻までに投函しなかった入札
- (4) 記名押印のない入札
- (5) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (6) 同一者が同一物件に2通以上の入札書の提出をした入札
- (7) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (9) 指定した場所以外の場所で投函した入札
- (10) 入札に際し不正の行為があったと認められる入札
- (11) 委任状を持参しない代理人の入札
- (12) 入札金額が最低売却価格未満の入札
- (13) その他入札に関する諸条件に違反している入札

9 開札

- (1) 開札は、入札終了後、入札を執行した場所において、直ちに行う。
- (2) 開札の結果についての異議の申立ては、開札に立ち会った入札者に限り、行うことができる。

10 落札者の決定

落札者は、有効な入札を行った者のうちから、次により決定する。

- (1) 最低売却価格以上かつ最高価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となる同一価格の入札者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。この場合において、同一価格の入札者は、必ず「くじ」を引かなければならず、「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 申込者が1人の場合であっても入札は行うこととし、その入札が有効であり、かつ、最低売却価格以上の金額である場合は、落札者とする。

11 売買契約の締結

- (1) 売買契約は、落札者決定の日から起算して5日以内に締結する。
- (2) 落札者が期間内に契約を締結しないときは、その者の落札は、その効力を失い、当該落札者が納付した入札保証金は、市に帰属する。

12 契約保証金

- (1) 契約保証金は、上記の「5 入札保証金」と同額とし、契約の締結と同時に市の発行する納付書により甲の指定する納付場所において納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、落札者が納付済みの入札保証金の全額を充当する。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。

13 売買代金の支払い

- (1) 売買契約を締結した落札者（以下「契約者」という。）は、売買代金の全額を市の発行する納入通知書により、市の指定する期日までに市の指定する納付場所において納付しなければならない。なお、契約者が既に納付した契約保証金は、売買代金の一部に充当する。
- (2) 納付期限までに売買代金の支払いが行われなかったときは、契約保証金は、市に帰属する。

14 その他必要な事項

この公告に定める事項のほか、本件入札についての詳細は、別添「令和5年度美馬市有地売却一般競争入札実施要領」に記載のとおりとする。